

## 第3章 本市の課題と計画の基本理念及び基本方針

### 1 課題

高齢になっても、元気に満ちあふれた活力のあるまちづくりを実現するためには、支え合いの気持ちを大切に、生きがいをもって、安心して生活できるまちづくりに努めなければなりません。

高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援を包括的に提供する体制「地域包括ケアシステム」を深化・推進する必要があります。

高齢者が地域社会において自立した生活を営むためには、生活機能の維持だけでなく、生きがいを持って日常生活を過ごすことが重要であり、趣味や特技、サークル活動等を通じて地域社会と交流できる場、技能や経験を活かしたボランティア活動等を通じて、地域の一員として社会貢献できる場を提供することも大切です。高齢者が他の高齢者のための見守り、家事支援等の担い手となることで、高齢者の日常生活上の支援体制の充実・強化と高齢者の社会参加を一体に図り、要介護状態等になることをできる限り予防することが可能となります。

また、超高齢社会の中にあって、「要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減・悪化の防止」等の介護保険制度の理念を堅持するとともに、茨城県地域医療構想等との整合性の確保や「介護離職ゼロ」に向けた介護をしながら仕事を続けることができるようなサービス基盤整備等を図っていく必要があります。

### 2 基本理念

第7期しあわせプラン21の基本理念は、ひたちなか市第3次総合計画前期基本計画の基本構想を踏まえ、第6期計画の「元気で思いやりと優しさに支えられたまちづくり」から「ともに支え合い末永く健やかに暮らせるまちづくり」に改めます。

### 3 基本方針

介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくためには、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、十分な介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を深化・推進していくことが重要です。よって、本計画の基本方針を「地域包括ケアシステムの深化・推進」とし、そのために必要となる施策の柱7項目を次のとおり定めます。

## 4 施策の柱となる7項目

### 1 介護給付等対象サービスの充実・強化

高齢者が要介護状態等となっても、可能な限り、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう地域密着型サービス等のサービスの提供や在宅と施設の連携等、地域における継続的な支援体制の整備を図ることが重要です。

その際、重度の要介護者、単身または夫婦のみの高齢者世帯及び認知症の人の増加、働きながら要介護者等を在宅で介護している家族等の就労継続や負担軽減の必要性を踏まえ、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護等の整備を推進するとともに、既存施設の状況を十分に踏まえたうえで、施設サービスの整備を図ります。

### 2 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

介護保険制度は、高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を理念としています。

要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を図るために、住民や事業者など地域全体への自立支援・介護予防に関する普及啓発、介護予防の通いの場の充実、地域のリハビリテーション専門職などとの連携を図ります。

### 3 地域住民がともに支え合う地域づくり

見守り・安否確認、外出支援、買い物・調理・掃除等の家事支援を含む日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくためには、地域のニーズや資源の把握、関係者のネットワーク化、担い手の養成、資源の創出等を通じて、NPO、ボランティア、社会福祉法人等、生活支援・介護予防サービスを担う事業主体との協働体制の充実・強化を図ることが重要です。

また、地域住民による多様な地域福祉等に関する活動を支援し、世代を超えて地域住民がともに支え合う地域づくりを進めていきます。

### 4 在宅医療・介護連携の推進

高齢化の進展に伴い、医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ高齢者や認知症の高齢者等の増加が見込まれることから、当該高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等の様々な局面において、地域における在宅医療及び在宅介護の提供に携わる者その他関係者の連携を推進するための体制の整備を図ります。

## 5 認知症施策の推進

認知症の人が尊厳を保ちながら、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができ、また介護者も安心した社会生活を営むことができるよう、地域全体で認知症の人を支えていくまちづくりを推進することが必要です。そのため、認知症への理解を深めるための普及啓発、認知症の人の介護者への支援、成年後見制度の利用促進等のための支援体制の整備、認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供体制の整備等に取組みます。

## 6 生きがいづくりと社会参加の促進

明るく活力ある社会を確立するためには、高齢者が社会を支える大切な一員としての意欲を持ち続けることや、住み慣れた地域社会で自らの知識や経験を活かすことができる多くの機会に恵まれることが必要です。

そのため、高齢者の就労支援や高齢者クラブ活動、様々な分野でのボランティア活動による社会貢献など、高齢者の社会参加意欲を生かすことのできる環境づくりを推進します。

## 7 高齢者の住まいの安定的な確保

地域においてそれぞれの生活のニーズにあった住まいが提供され、かつ、その中で生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活が実現されることが、保健、医療、介護等のサービスが提供される前提となるため、個人において確保する持家としての住宅や賃貸住宅に加えて、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の高齢者向け住まいが、地域におけるニーズに応じて適切に供給される環境を確保するとともに、これらの住まいにおける入居者が安心して暮らすことができるよう、茨城県等関係機関との連携に努めます。

また、ひとり暮らし高齢者の見守りや高齢者の消費者被害防止など、安心・安全な生活環境の向上に努めます。